

しまね学生インターンシップ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、しまね学生インターンシップ事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づくしまね学生インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に参加した学生に対し、その経費を予算の範囲内において助成金として交付するものとし、当該助成金の支給等について必要な事項を公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、実施要領において使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、実施要領第4条第1項の規定に基づき5日以上インターンシップ（対面に限る）に参加した学生で、しまね登録に登録しているもの（現住所、氏名、大学等名称、学部・学科名、学年、電話番号、メールアドレスを登録しているものに限る）とする。

(助成対象要件)

第4条 この助成金の対象となる要件（以下「助成対象要件」という。）は、前条に規定する学生が参加した5日以上インターンシップ（対面に限る）のうち、当該学生の居住地からインターンシップ実施事業所（国、県、市町村等の公務に関するものを除く。）までの片道交通費が3,000円以上となるものとする。

(交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする学生は、インターンシップ参加前に財団ホームページの専用フォームに必要事項を入力することとし、実習を終了した日から起算して30日を経過した日又は実習を終了した日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日（当該日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日）までに助成金交付申請書（様式第1号）及び下記書類を財団理事長あてに提出するものとする。

- (1) 宿泊及び居住地からの移動に要した経費の額を証する書類（領収書）
- (2) 金融機関の通帳（支店、口座番号、名義が確認できる頁）又はカードの写し

(交付の決定)

第7条 財団理事長は、提出された申請書の内容を審査し、助成金の交付の決定又は助成金を交付しない旨の決定をし、その結果について支払通知書（様式第2号）又は助成非該当書（様式第3号）により、前条の規定により申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成情報等の提供)

第8条 財団は、他団体がこの助成金と重複した助成を避けることを目的として、特定助成金の交付決定の際に必要な次の事項の問い合わせをした場合（氏名、大学等名称等により該当者を特定して問い合わせをした場合に限る。）は、当該他団体に次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 訪問日付及び訪問企業
- (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
- (3) 各自治体等からの交通費等の支給額に関する情報
- (4) その他他団体が交付申請の審査に必要であると財団が認める情報

2 第6条の規定により必要な情報を入力した者又は交付申請をした者は、前項の提供に同意をしたものとみなす。

(交付の決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 財団理事長は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付決定後の事情の変更により、助成対象経費にかかる宿泊や移動の全部又は一部を遂行する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成対象者の責めに帰すべき事情によるものを除く。）。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 当該助成金に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(4) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、財団事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第5条の規定により申請をした者に対する本要綱の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第5条の規定により申請をした者に対する本要綱の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第5条の規定により申請をした者に対する本要綱の取扱いは、なお従前の例による。

別表 1 助成対象経費及び補助率等（第5条関係）

助成対象経費	当該学生の居住地からインターンシップ実施事業所（経由地を含む。）の間を移動する際にかかる交通費 ^(※1) 及び宿泊実費 ^(※2) （以下「交通費等」という。）
補助率	10 / 10
助成限度額	1名につき、年間60,000円 ^(※3)
備考	<p>① 移動と宿泊が一体となっている旅行商品の購入費（原則として交通費と宿泊費の区分ができる場合）についても対象とする。</p> <p>② 居住地から対象事業所までの往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は復路のみの申請も可能とする。</p> <p>③ インターンシップ実施事業所から交通費等の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた自己負担分について助成対象とする。 国、県、市町村その他公的機関等から同主旨の助成金の交付を別途受けている場合も同様とする。</p>

※1 公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した場合に限るものとし、自家用車やレンタカーでの移動経費（高速料やガソリン代等）は対象外とする。また、領収書の発行が可能なものに限る。

※2 宿泊実費の上限は1泊9,800円（税込）、5日以上11日以内の範囲であること。
宿に朝食代、夕食代が含まれる場合も可とするが、食卓料が含まれない場合の加算はしない。

※3 ここでいう年間とは、4月1日～翌年3月31日を指すものとする。